

令和 2 年度(2020 年度)

第 47 回通常総会

日時 令和 2 年 6 月 7 日

場所 名鉄グランドホテル

名古屋市中村区名駅1丁目2-4

TEL 052-582-2218(代)

愛知県プラスチックリサイクル協同組合

名古屋市東区相生町55番地

TEL(052)-931-1211

愛知県プラスチックリサイクル協同組合

令和2年度第47回 通常総会次第

1. 開会のことば
2. 理事長挨拶
3. 総会設立宣言
4. 議長選出
5. 議事

第1号議案 令和元年度事業報告及び決算関係書類承認について
(P3～P13)

第2号議案 令和2年度事業計画(案)及び令和元年度収支予算(案)
承認について (P14、15)

第3号議案 経費の賦課金徴収方法決定について
(P14)

第4号議案 借入金額の最高限度決定について
(P14)

第5号議案 定款変更について
(P16、17)

第6号議案 その他

6. 閉会のことば
7. 事務局より連絡事項
 - 1) 共同購入について
 - 2) 産業廃棄物許可について

第1号議案

令和元年度事業報告及び決算関係書類承認について

令和元年度 事業報告書 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1. 組合員の異動

年度	分科会	ビニール・名古屋	尾張	三河	賛助	計
2020年度期首		13社	9社	7社	2社	31社
加入		0社	0社	0社	0社	0社
脱退		0社	0社	0社	0社	0社
2020年度期末		13社	9社	7社	2社	31社

2. 出資金の明細 (令和2年4月現在)

摘要 種類	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	10口	16口	32口	計
出資 組合員数	13社	1社	1社	4社	2社	4社	2社	1社	2社	1社	旧工業会	31社
口数	13口	2口	3口	16口	10口	24口	14口	8口	20口	16口	32口	158口
金額 (千円)	650	100	150	800	500	1,200	700	400	1,000	800	1,600	7,900

3. 会議開催状況

(1) 第46回通常総会

- ◆開催日時 令和元年6月2日
 - ◆開催場所 名鉄ニューグランドホテル
 - ◆出席者数 23名 (内約) 本人出席 23名 委任状提出者 6名
 - ◆議事内容
 - 第1号議案 平成30年度事業報告及び決算関係書類承認について
 - 第2号議案 令和元年度事業計画(案)及び令和元年度収支予算(案)承認
 - 第3号議案 経費の賦課金徴収方法決定について
 - 第4号議案 借入金額の最高限度決定について
 - 第5号議案 役員改正について
- ※すべての議案、承認

(2) 理事会開催状況

日付	開催時間	開催場所	事業名	参加数	内容
19.05.10 (木)	15:00～ 17:00	いその株	第1回 理事会	12名	<審議> ・第46回通常総会開催 承認 ・リサイクル推進協議会の表彰 承認 <協議> ・令和元年年間事業計画 ・令和元年年間予算
19.06.2	13:00～	名鉄ニユ	第2回	14名	<審議>

(木)	13:40	一グラン ドホテル	理事会		・令和元年年間事業計画 承認 ・令和元年年間予算 承認
19.07.18 (木)	15:00～ 17:00	いその(株)	第3回 理事会	13名	<審議> ・第46回通常総会 事業報告 承認 <協議> ・秋の勉強会 <討議> ・賀詞交歓会 ・新春講演会
19.09.5 (木)	15:00～ 17:00	いその(株)	第4回 理事会	14名	<審議> ・秋の勉強会 承認 <協議> ・賀詞交歓会 ・新春講演会
19.12.5 (木)	15:00～ 17:00	いその(株)	第5回 理事会	16名	<審議> ・秋の勉強会事業報告 承認 ・賀詞交歓会 承認 ・新春講演会 承認 ・組合之証 販売について 承認
20.01.12 (日)	14:00～ 14:20	名鉄 グランド ホテル	第6回 理事会	15名	<報告> ・賀詞交歓会 役割分担確認 ・新春講演会 役割分担確認
20.02.06			第7回 理事会	0名	予備日としての設定、緊急議案がないため、 開催を中止。
20.03.05	15:00～ 17:00	いその(株)	第8回 理事会	0名	新型コロナウイルスの為、メール開催 <審議> ・新春講演会・賀詞交歓会 事業報告 <協議> ・第47回通常総会 開催について <討議> ・2020年度年間事業計画について

(3) 分科会開催状況

◆ビニール・名古屋分科会 名古屋路分科会長

○ 令和元年 6月26日 7名参加 たてがみ

◆尾張分科会 倉地分科長

○ 令和元年 6月24日 8名参加 はなの舞

○ 令和元年 12月20日 7名 楽蔵

◆三河分科会 杉浦分科長

年間を通して開催なし

◆リプロ会

年間を通して開催なし

(4) 関係団体会議等開催状況

◆全日本プラスチックリサイクル工業会 (JPRA)

日付	開催時間	開催場所	事業名	参加数	内容
2019.4.19		名鉄ニューグランドホテル	第1回 常任理事会		下記、総会の各種確認
2019.4.19	14:00～	名鉄ニューグランドホテル	第43回 通常総会	31人	<p><審議></p> <p>①平成30年度事業報告及び決算関係書類承認の件</p> <p>②令和元年度事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件</p> <p>③経費の賦課金徴収方法決定(案)の件</p> <p>④定款16条の変更(案)について</p> <p>⑤当工業会への新規加入について</p> <p>⑥CFP委員会の役員変更と会計報告、事業計画(案)について</p> <p>⑦役員改選(案)について</p> <p>※すべての審議が可決</p>
2019.11.13	14:00～ 15:50	東武ホテルレパント東京	第2回 常任理事会	22名	<p><議事></p> <p>① 当工業会のあるべき姿について</p> <p>② 各ブロックの現状と問題点の発表</p> <p>③ CFPの進捗状況</p> <p>④ 会員名簿作成について</p> <p>⑤ 工業会の発信力を高めたHP改訂</p> <p>⑥ EPP協同組合との研修生受け入れの進捗状況</p> <p>⑦ 会員証の新規作成</p> <p>⑧ その他</p> <p>・市況分析</p> <p>・リサイクル推進協議会の表彰について</p>
			第3回 常任理事会		新型コロナウイルスの影響により、 開催中止

◆中部プラスチック連合会

講演会に理事長が出席

4. 教育情報事業

◆秋の1泊2日勉強会： 令和元年11月10日、11日

◆講演会：令和元年 6月2日 総会同日開催

◆講演会：令和2年 1月12日 新春講演会

※別資料 報告書面にて

5. 福利厚生事業

◆秋の1泊2日勉強会： 令和元年11月10日、11日

◆新年祝賀会：令和2年1月12日

※別資料 報告書面にて

愛知県プラスチックリサイクル協同組合 事業報告書

事業名 平成30年度 第46回通常総会・懇親会

担当 平成30年度事務局

開催日時 令和元年6月2日

開催場所 名鉄ニューグランドホテル

参加者 23名（内約）本人出席 23名 委任状提出者 6名

【総会議題】

第1号議案 平成30年度事業報告及び決算関係書類
承認について

第2号議案 令和元年度事業計画（案）及び
収支予算（案）承認について

第3号議案 経費の賦課金徴収方法について

第4号議案 借入金額の最高限度決定について

第5号議案 役員改選について

第6号議案 その他・新規当協同組合加入について

※全ての議案に関して、満場一致にて可決

内 容

【講演会】

これからの「ものづくり」を考える

講師：（公財）名古屋産業科学研究所 研究部副部長

愛知県資源循環推進センター

コーディネーター

【懇親会】

- ・開会のことば
- ・理事長あいさつ
- ・宴会
- ・閉会のことば



愛知県プラスチックリサイクル協同組合 事業報告書

事業名 令和元年度 秋の勉強会

担当・出席者 尾張ビニル分科会（分科会長：名古屋副理事長）・17社/31社 出席率55%

開催日時・場所 令和元年11月10日（日）、11日（月）
ガーデンホテルオリーブ

研修 グリーンサイクル(株)、(株)アビツ

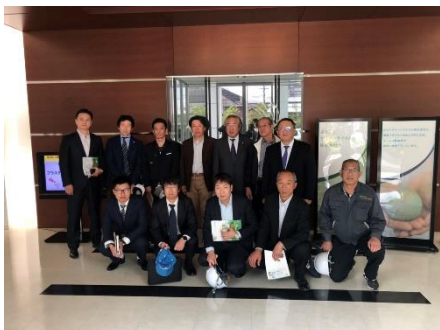
【研修1：グリーンサイクル(株)】 <https://www.greenc.co.jp/>
家電リサイクルの現場見学（選別、仕分け、粉碎工程）

【研修2：(株)アビツ】 <http://www.arbiz.co.jp/>
自動車解体、シュレッダーダスト、サーマルリサイクル、マテリアルリサイクル
各種設備、工場見学

内容

【まとめ】

最新の家電リサイクルの現場と、幅広いリサイクルを行っている現場を見ることにより、組合員の企業の参考にすることができました。機械設備や、仕分けの技術、業界の今後の動向や、サーマルリサイクルに至るまで、多くの知識を得ることができました。また、それぞれの企業が今後、直接的な取引をすることも、条件が合えば可能です。グリーンサイクル(株)は、PP/PEのMIX粉碎の購入先として、(株)アビツは、同様に仕入先としての面と、MIXダンゴ等の処理も可能（要打ち合わせ）です。



愛知県プラスチックリサイクル協同組合 事業報告書

事業名 2019年度 新春講演会 賀詞交歓会

担当・出席者 尾張分科会（分科会長：倉地理事）・新春講演会47名 賀詞交歓会46名

開催日時・場所 令和2年1月12日（日）・名鉄グランドホテル

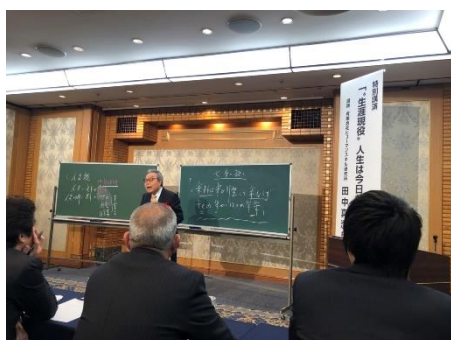
新春講演会 『生涯現役』人生は今日が始まり
有限会社ヒューマンスキル研究所 田中真澄氏

内容
担当者所見

令和最初の新春講演会と言う事で、47名の参加を頂き盛会でした。講師の田中真澄氏は今年84歳になられますが、非常にパワフルかつ丁寧な話で、90分の講演があつという間でした。置き薬売りで有名な富山商人が懸場帳を大事にする事は、お客様の情報管理に繋がり、現在のデータ管理と同じ仕組みで有る事、7楽の話など我々売人の原理原則を改めて教えて頂きました。人生は今日が始まり、講演会での学びを実践しコツコツと凡人らしくさせていただきます。

賀詞交歓会では、磯野代表理事より挨拶を頂きまして、組合の名称を愛知から中部への変更を思案するなど、既存の組合活動から一步踏み出し、関東・関西の組合とリンクした先見性の有る活動を行う事で我々の価値が上がる事が望ましいと熱く語って頂きました。より広域なエリアを網掛けする事により、新会員の入会にも繋がる事になりグローバルな活動が出来る事を期待しつつ、賀詞交歓会に47名の参加頂き、こちらも盛会にさせて頂きました。

楽すれば楽がじゃまして楽ならず 楽せぬ楽がはるか楽楽(7楽の話)



決 算 報 告 書

(第 47 期)

自平成31年4月 1日
至令和 2年3月31日

愛知県プラスチックリサイクル協同組合

貸借対照表

令和2年3月31日現在

愛知県プラスチックリサイクル協同組合

資 産 の 部 円	負 債 の 部 円
流動資産 (2,211,821.) 現金 39,586 当座預金 42,731 普通預金 281,485 定期預金 1,600,000 未収入金 248,019	流動負債 (168,047.) 未払費用 148,403 預り金 19,644 負債計 168,047. 純資産の部 円 資 本 (7,900,000.) 出 資 金 7,900,000 資本剰余金 (430,000.) 加 入 金 430,000 利益剰余金 (△ 7,059.) 前期繰越欠損金 △ 18,014 当期純利益 10,955 純資産計 8,322,941.
固定資産 (6,279,167.) 無形固定資産 79,167 投資有価証券 6,200,000	資 本 (7,900,000.) 出 資 金 7,900,000 資本剰余金 (430,000.) 加 入 金 430,000 利益剰余金 (△ 7,059.) 前期繰越欠損金 △ 18,014 当期純利益 10,955 純資産計 8,322,941.
合 計 8,490,988.	合 計 8,490,988.

脚 注 消費税込経理

損益計算書

自平成31年4月 1日
至令和 2年3月31日

愛知県プラスチックリサイクル協同組合

< 単位円 >

I 事業収益

通常賦課金収入	1,550,000	
事業賦課金収入	680,000	
受取手数料	<u>418,814</u>	2,648,814.

II 一般管理費

厚生費	758,272	
旅費交通費	20,000	
通信費	50,039	
交際接待費	45,844	
広告宣伝費	41,128	
会議費	419,523	
賃借料	360,000	
研究開発費	485,671	
会費	451,200	
公租公課	106,641	
事務用品費	2,527	
雑費	<u>171,134</u>	<u>2,911,979.</u>
(事業損失)		263,165.

III 事業外収益

受取利息	1,061	
受取配当金	186,000	
雑収入	<u>87,059</u>	<u>274,120.</u>
(当期純利益)		<u>10,955.</u>

損失金処理(案)

I 当期末処理欠損金

前期繰越欠損金	18,014 円
当期純利益	10,955 円
差引計	7,059 円

II 損失金処理

次期繰越欠損金	7,059 円
---------	---------

令和2年6月

愛知県プラスチックリサイクル協同組合

代表理事 磯野 正幸

会計監査報告書

当協同組合の、平成31年度〔平成31年4月1日から令和2年3月31日まで〕の関係諸帳簿および証拠書類について、必要と認めた監査手続きを実施したところ、業務の内容および会計の処理に関して、適正妥当であることを認証します。

監査方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査の為、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査した。

監査結果の意見

- ・ 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- ・ 剰余金処分案は法令及び定款に適合している。
- ・ 事業報告書は、法令及び定款に従い組合の状況を正しく示している。

令和2年5月27日

愛知県プラスチックリサイクル協同組合

監事

人村賢一 

第2号議案

令和2年度(2020年度)事業計画(案)及び令和元年度

令和2年度 事業計画書(案) (平成2年4月1日～令和3年3月31日)

1、教育情報に関する事業

◆講演会・講習会の開催

経済動向や業界に関連する法規制や技術革新への知識向上及び活力と創造性を高める講習会・講演会を開催する。

◆見学会

組合活性化の為、或いは企業経営に参考になる見学会を開催する。

◆情報の提供

当組合のホームページを独立活用し、組合員に対して情勢に対応した情報を迅速・円滑に提供する。

2、分科会活動

組合事業の推進のため、周知徹底をはかり、同時に組合員相互の意見交換を行い、活力ある組合事業への反映のため、分科会を開催する。

3、福利厚生事業

新年祝賀会及び懇親会の開催

(組合員及びその家族・従業員相互が新年賀詞交換を行い、又相互の親睦を深めるため、新年祝賀会又は懇親会を開催する。)

4、関係官庁・その他団体との連携

◆経済産業省 中部経済産業局 資源エネルギー循環部 環境・リサイクル課

◆中部プラスチック連合会

◆全日本プラスチックリサイクル工業会

◆愛知県中小企業中央会

◆愛知県プラスチックリサイクル協同組合ユース会

第3号議案

令和2年度経費の賦課金徴収方法について

◆賦課金 金50,000 円

◆徴収方法 一括振込(総会后2カ月以内) 振込手数料を差し引かないようお願いします。

◆振込先 名古屋銀行 平田町支店

口座番号 普通預金 0063308

口座名 愛知県プラスチックリサイクル協同組合 TEL(052)931-3619

第4号議案

令和2年度借入金額の最高限度について

借入金額の最高限度 金1000万円

2年度 収支予算 (案)

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

愛知県プラスチックリサイクル協同組合

収入の部

単位: 円

科 目	2年度予算	
前年繰越予備費	395,755	賦課金 100,000 未入金 295,755+100,000
賦 課 金	1,550,000	50,000 × 31社
事 業 収 入	1,108,000	
(臨 時 会 費)	(700,000)	・ 新年祝賀会・12,000 × 31社 他 (400,000) ・ 秋の研修会・15,000 × 20名 (300,000)
(手 数 料 収 入)	(408,000)	・ 損保代理店手数料 18,000 ・ 中小企業共済手数料 390,000
事 業 外 収 入	284,900	
(受 取 利 息 等)	(38,900)	預金利息 900 及び国税還付金 38,000
(配 当 金)	(186,000)	商工中金 出資金・配当金 ・ 源泉税 37,981 含む
(共 済 補 助 金)	(60,000)	中小企業共済補助金 3,000 × 20 (60,000)
合 計	3,338,655	

支出の部

科 目	2年度予算	
研 究 開 発 費	555,105	・ 講演会講師お礼 55,105 ・ 秋の研修会 25,000 × 20 (500,000)
厚 生 費	730,000	新春講演会及び祝賀会
旅 費 交 通 費	100,000	全日本常任理事会 ・ 交通費補助金
通 信 費	50,000	電話料・郵便料・電報料
事 務 用 消 耗 品	1,000	事務用品費
会 議 費	388,000	総会及び懇親会費 380,000 ・ 理事会お茶代 8,000
交 際 費	20,000	慶弔費(祝電及び弔電は、通信費に含む。)
賃 借 料	360,000	・ 事務所賃借料30,000 × 12ヶ月分 ・ 事務用品及びコピー代等(含む)
関係団体負担金	401,200	・ 全日本 217,000 ・ 中部プラ連 66,200 ・ 中央会 68,000 ・ ユース会 50,000
雑 費	166,200	税理士報酬及び振込手数料等
公 租 公 課	105,660	法人県市民税・受取利息及び配当金源泉税
広 告 宣 伝 費	49,800	ホームページ維持管理費 ホームページ・額費用 1,210 × 12 ドメイン更新 5,280 維持管理諸費 30,000
次 年 繰 越 予 備 費	411,690	
合 計	3,338,655	

定款変更箇所新旧対照表

愛知県プラスチックリサイクル協同組合

新	旧
<p>(名 称) 第2条 本組合は、<u>愛知県</u>プラスチックリサイクル協同組合と称する。</p> <p>(地 区) 第3条 本組合の地区は、<u>愛知県</u>の区域とする。</p> <p>(事 業) 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 組合員の取り扱う合成樹脂の共同加工 (2) 組合員の取り扱う廃プラスチック類並びに副資材の共同購買 (3) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ (4) 商工組合中央金庫、<u>日本政策金融公庫</u>、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て (5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (7) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業 (8) 前各号の事業に附帯する事業 <u>2 前項第7号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。</u></p>	<p>(名 称) 第2条 本組合は、<u>愛知県</u>プラスチックリサイクル協同組合と称する。</p> <p>(地 区) 第3条 本組合の地区は、<u>愛知県</u>の区域とする。</p> <p>(事 業) 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 組合員の取り扱う合成樹脂の共同加工 (2) 組合員の取り扱う廃プラスチック類並びに副資材の共同購買 (3) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ (4) 商工組合中央金庫、<u>中小企業金融公庫</u>、<u>国民金融公庫</u>、銀行、<u>相互銀行</u>、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の委任をうけてする組合員に対するその債権の取立て (5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (7) 前号の事業のほか、組合員の福利厚生に関する事業 (8) 前各号の事業に附帯する事業</p>
<p>(組合員の資格) 第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。 (1) 廃プラスチック類の再生加工を行う事業者であること (2) 本組合の地区内に事業場を有すること <u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。</u> <u>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、</u></p>	<p>(組合員の資格) 第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。 (1) 廃プラスチック類の再生加工を行う事業者であること。<u>。</u> (2) 組合の地区内に事業場を有すること。<u>。</u></p>

暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

(3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員

(2) 出資の払込、経費の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(役員の数等)

第24条 役員の数等は、次のとおりとする。

(1) 理事 12人以上15人以内

(2) 監事 1人又は2人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることできない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合はその総会の会日の10日前までに、その組合員に対し、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員。

(2) 出資の払込、経費の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員。

(3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員。

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員。

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員。

(役員の数)

第24条 役員の数等は、次のとおりとする。

(1) 理事 12人以上15人以内

(2) 1人又は2人